# コレクティブ・インパクトとは

認定特定非営利活動法人 大阪 N P O センター 事務局長 堀野 亘求



2018年7月2日 (月)

 $16:00\sim17:00$ 

大阪市役所 5 F

## コレクティブ・インパクトとは



John Knaia, & Mark Kramaer(2011)によれば、

「コレクティブ・インパクトとは、特定の社会課題に対して、ひとつの組織の力で解決しようとするのではなく、行政、企業、NPO、基金、市民などがセクターを越え、互いに強みやノウハウを持ち寄って、同時に社会課題に対する働きかけを行うことにより、課題解決や大規模な社会変革を目指すアプローチのことである。社会課題解決のために、ヒト・モノ・カネ・情報を特定の課題解決の旗の下に、効果的かつ集中的に資本投下することにより、課題解決を行っていく活動」

を指している。

### コレクティブ・インパクトを生み出す5つの条件



共通のアジェンダ	すべての参加者は、変化のためのビジョンを共有する。そのビジョン達成には問題意識とその問題解決のためのアプローチを共有し、お互いが合意した行動が必要となる。
評価システム	すべての参加組織は、共通の成果指標を特定し、成果が測定され、その 成果の報告方法について合意を得る必要がある。その評価は参加組織の 学習と改善に活用する。
相互に活動を補強する	参加者間が相互にそれぞれのアクションプランを実行、強化、得意能力 を活かすことによって、活動が調整され相互補強につながる。
継続的なコミュニケーション	参加者間の信頼を構築するために持続的なコミュニケーションを維持する。オープンなコミュニケーションによって、相互の目標達成が保証され、参加者の功績が公平に扱われ、やる気が高まる効果を生みだす。
バックボーンサポート	コレクティブ・インパクトを生み出すことに専念する組織。資金提供、 ビジョン・戦略の策定、評価システムの実行等、関係する機関との調 整・支援を全面的にかつ継続的に支援できるスキルとノウハウを持つ組 織が必要。

(出所) Fay Hanleybrown, John Kania & Mark Kramer (2012), "Channeling Change: Making Collective Impact Work," *Stanford Social Innovation Review*, 2012, p.1 一部加筆.

#### 行政の政策変化の影響



#### 特定非営利活動促進法(NPO法)の経緯

平成7年1月17日	阪神・淡路大震災発生
平成8年12月	「市民活動促進法案」第139回国会提出(議員立法)以後、継続審議
平成10年3月19日	衆議院にて「特定非営利活動促進法(NPO法)」が可決成立(同年12月1日施行)
平成13年10月1日	認定特定非営利活動法人制度(認定NPO法人制度)の創設(平成13年度税制改正)
平成14年12月11日	改正NPO法の成立(翌年5月1日施行) ※特定非営利活動の種類の追加、暴力団を排除するための措置の強化 等
平成15年4月1日	認定NPO法人制度の大幅拡充(平成15年度税制改正)
平成16年12月24日	「今後の行政改革の方針」(新行革大綱)を閣議決定 ※公益法人制度改革における基本的枠組みを具体化
平成17年4月1日	認定NPO法人制度の認定要件の緩和(平成17年度税制改正)
平成18年4月1日	認定NPO法人制度の認定要件の大幅緩和(平成18年度税制改正)
平成18年5月26日	公益法人制度改革関連 3 法案成立
平成20年4月30日	認定NPO法人の認定要件の大幅緩和(平成20年度税制改正)
平成23年6月15日	改正NPO法の成立(翌年4月1日施行) ※NPO法人に関する事務を地方自治体で一元的に実施、制度の使いやすさと信頼性 の向上のための見直し、 認定制度の見直し(仮認定制度の導入等)等
平成23年6月30日	認定NPO法人の認定要件の大幅緩和(平成23年度税制改正)
平成24年4月1日	改正NPO法の施行
平成28年6月1日	改正NPO法の成立(施行は、公布の日、公布から1年以内の政令で定める日(平成29年4月1日)、公布から2年6月以内の政令で定める日(平成30年10月1日)) ※認証申請書類の縦覧期間の短縮等、貸借対照表の公告規定を新設(登記事項から 「資産の総額」を削除)、事業報告書等の備置期間の延長、海外送金に関する書類の 事前提出制度の見直し、「仮認定特定非営利活動法人」の名称を「特例認定特定非 営利活動法人」へ変更 等
平成28年6月7日	改正NPO法の公布

(出所)内閣府HP(https://www.npo-homepage.go.jp/about/seidokaisei-keii/sokushinhou-koremade)参照。

#### 事業者の変化



